

行為の一般性と個別性

——デイヴィドソンはアンスコムとどこで分かれたのか？

河島 一郎

はじめに

アンスコムは『インテンション』において、反因果説の立場に立ちつつ現代的な行為論の枠組みを初めて提出し、またデイヴィドソン「行為・理由・原因」論文は、彼女が提示した道具立てを利用してながらその枠組みを因果説へと転換した。これは教科書的な事実であり、行為論やデイヴィドソンについての文献の多くではそのような形で言及されている⁽¹⁾。つまり両者の最も顕著な違いとは、因果説と反因果説という名称から明らかかなように、理由が行為の原因であるのかどうかという点だということである。そしてこの対立を念頭におきながら両者を比較するとき、理論構成上の枠組み——事例や用語法の類似ではなく——がかなりの程度共有されているのに驚かされることになる⁽²⁾。それは、デイヴィドソンが受け入れたアンスコム行為論の重要な道具立て——意図的行為の記述依存性・行為と記述の区別・行為の再記述説——が彼の因果説にとって不可欠な道具であると同時に、またアンスコム行為論にとっても中心的な道具であるということにほかならない。つまり、同じ道具を理論の基礎に据えながら、一方は反因果説をとり他方は因果説を主張するのである。しかし、なぜ同じ道具立てを用いながらまったく相対立

するような立場に至ることになるのだろうか。ここには因果説と反因果説の対立とは別の、一つの根深い対立があるのではなからうか⁽⁵⁾。

両者はともに、行為と記述をはっきりと区別することが行為を理解するために極めて重大であると考ええる。そしてこの区別を導入した上で、アンスコム⁽⁶⁾の考察がもつぱら記述の水準に見出される秩序へと向けられるのに対し、他方のデイヴィドソンは記述だけではなくさらに記述された行為にも注目するのである。つまり、行為を理解するために記述の水準で十分なのかそれとも記述の対象である行為の水準をも射程に入れねばならないのか——内包のか準内包的か——という違いこそが両者の分岐点となる。本稿の主要な目的は、アンスコムとデイヴィドソンの最大の違いをこの点に位置づけることにあり、さらにこの違いが理由による合理化の仕組み(実践的推論)についての理解にも影響を及ぼしていると示すことにある。

一、行為理解のための基本的な枠組み

アンスコムは、(1) 行為が意図的か否かがその行為の記述に依存することの観察から(意図的行為の記述依存性・「記述のもとでの意図性」)、(2) 行為と記述を一貫して明瞭に区別した上で(行為と記述の区別)、(3) 行為はさまざまな仕方で再記述されると考えた(行為の再記述説)。これらはアンスコムが反因果説的な行為論を与える際に導入したものであるが、因果説をとるデイヴィドソンもまたそのまま踏襲している。そこでこの節では、両者が受け入れているこれら三点について、因果説と反因果説の対立からは中立的な仕方で押さえておくことにしよう。

意図的行為の記述依存性

「意図的な行為」という言い方は、「赤いバラ」や「可燃性のガス」と同様、行為が意図的であるという性質をもつことを含意しているように思われる。そのため、なされた行為そのものをよく調べることで意図的であるかどうか判別できると考えられることになる。しかしアンスコムは、行為が意図的か否かがその行為がどのように記述されるかに依存しているという点を指摘した。

たとえば私が通りの向こうを歩いている友人に手を上げて挨拶したところ、それを見たタクシーが停まってしまったとする。このとき、私は友人に挨拶するつもりで手を上げたのだが、タクシーを停めるつもりなどなかった。こでもし「なぜタクシーを停めたのか？」と問われたならば、私は「タクシーが停まるなんて知らなかった」「タクシーを停めるつもりじゃなかった」「タクシーをわざと停めたわけではない」などと答え、私の行為が意図的ではなかったこと——タクシーを停めるつもり（意図）でわざと（意図的に）その行為をなしたのではないこと——を弁明するだろう。しかし「なぜ手を上げたのか？」「なぜ友人に挨拶したのか？」と尋ねられた場合には、私は「友人に挨拶したんだ」「そうするのが礼儀だからだ」などといった理由を持ち出すことで、それが意図的行為であることを説明する。つまり私が通りでひょいと手を上げる行為は、ある場合には意図的行為であるにもかかわらず、別の見方をすれば意図的ではないことになる。私がそこでなしたことはただ一つであるにもかかわらず、アンスコムは、ここで行為がどのように記述されているかということに注目し、行為が意図的であるかないかはその記述如何によると考えた。

すなわち、ここで私がなした一つの行為は、「手を上げる」あるいは「友人に挨拶する」という記述のもとでは意図的なのだが、「タクシーを停める」という記述のもとでは意図的ではなかったことになる。つまり、意図的行為の中にはいかなる記述とも独立であるような意図的というべき特徴が備わっているわけではない。赤いバラは何

と呼ばれようと赤く、可燃性のガスは分子式で表現されようと可燃性をもつとは異なり、行為が意図的であるか否かは記述依存的であり、記述に可感的であるという内包的 *intensional* ⁽¹⁾ な特徴をもつのである。

行為と記述の区別

だとすると、ここで意図的であるとかないとされているものは何であろうか。それは記述ではなく、記述されている対象、すなわち行為という出来事であろう。それゆえ、上の記述依存性を認めるならば、行為の記述と記述された行為を（名前と対象のごとく）区別することができるだろう⁽²⁾。例えば上の場合、「手を上げた」という記述は、時空間上のある位置で生じた「私が手を上げた」という出来事とは、名前と本人、肖像画とモデルの違いと同様、数的にも質的にも区別されるのである。そして「タクシーを停めた」という記述は、当の記述とは区別される出来事、すなわち私が知らずにタクシーを停めてしまったあの出来事を記述していることになる。

もちろん、われわれは行為を何らかの仕方では記述することによって取り出すほかない。そして意図的なものとして記述された行為は意図的の行為であり、意図的ではないものとして記述された行為は意図的ではない行為なのである。

行為の再記述

さらに、行為に関わる場面では一つの行為が複数の仕方では再記述されているのだという考え方が出てくる。たとえば上の例でいうと、「手を上げる」「友人に挨拶する」「タクシーを停める」という三つの記述に対応して三つの行為があるのでなく、一つの行為がこれら三つの記述を受けるわけである⁽³⁾。そしてアンスコムとデイヴィッドソンはともにこの再記述という考え方を受け入れる。ただし行為の再記述という考え方が唯一の選択肢というわけ

ではない(？)。仮に行為と記述の区別、および意図的行為の記述依存性を受け入れたとしても、異なった記述には異なった行為が対応しているという方針をとる余地はある。とはいえ、あくまでアンスコムとデイヴィドソンが共有する見解を押さえることがここでの主眼であるため、そのような他の選択肢は言及するに留めておきたい。

二、行為と記述——行為の二つの捉え方

行為の水準と記述の水準を区別するとして、では行為を理解するために問題となるのはどちらの水準なのであるうか。それを決定するためには、まず行為が合理性という独特の秩序に服し、これが物理的事象一般が服する因果性とは異なった秩序であるという点を確認しておく必要がある。続いて行為の場面において合理性が記述の水準に現れてくること、それゆえ行為と理由の関係を理解するためには行為記述と理由（これも記述同様に言語的に表現されたものである）の関係を理解すべきことを押さえておきたい。

原因と理由

私が隣人の頭を手で軽く叩いたとしよう。隣人は驚き、私に「なぜそんなことをするんだ？」と尋ねてくる。このとき、私が「頭に虫が止まってたから追い払おうとしたんだ」と答えるならば、その隣人は怒るか感謝するかはともかく、私の行為について一定の理解に至り納得するはずである。しかしもし私が「腕の筋肉が収縮したからだ」と答えたとすればどうであろうか。

腕の筋肉が収縮したことは、間違いなく私が彼の頭を叩いたことの原因であろう。したがって、その答はいわば事故原因を究明するものであり、彼は私の行為がなぜ生じたかについて何がしかのことを知ったはずである。とは

いえこの答は彼を納得させるものではないだろう。ならば、なぜ原因を述べることが行為の理解に役立たないのだろうか。「虫を追い払おうとしたからだ」と「腕の筋肉が収縮したからだ」との違いは、いったいどこにあるところか。

原因を述べることと理由を述べることの違いは、それによって何が説明されるかという被説明項の違いに対応している。つまり、理由が説明を与えているのは意図的行為、すなわち「私が彼の頭を叩いたこと」という行為であり、原因が説明を与えるのは行為ではなく物理的な現象、すなわち「私の手が動き彼の頭につづかったこと」という身体動作に対してなのである。例をより単純化するならば、「手を上げたこと」と「手が上がったこと」の違いであり、前者は行為ゆえ理由によって説明され、後者は行為ならぬ身体運動であるため原因によって説明されるわけである。そして因果説と反因果説の両陣営は、ともに行為が理由によって説明され非行為が原因によって説明されるというこの違いを文句なく認めるであろう。にもかかわらず二つの立場は、この違いを認めたとすべし、行為の理由がまた（非行為ならぬ）行為の原因でもあるのかどうかについて袂を分かつことになる。

ところで原因がある事象の生起を説明するのは、問題となつて原因の結果の連鎖がある一般法則の一事例であることによる。たとえば「ボールが当たつてガラスが割れた」という場合を考えよう。ガラスが割れた原因はボールが当たつたことであるが、それは、ボールのような重く固いものがある程度の速度で衝突した場合、ガラスのよう薄くて脆いものは大体壊れるからである。ここでボールが赤色であったとしても、「ボールが赤かつたことが原因でガラスが割れた」ということにはならないであろう。というのも、赤いものが側にあることで薄くて脆いものが壊れるということなどまずないからである。つまり、原因によって結果を説明することのポイントは、当の因果関係が何らかの一般法則の個別事例であると示すことにある。

これに対し、理由による行為の説明には一般法則といったものが要請されるわけではない。たとえば私が手を上

げた理由として、「タクシーを停めたかったからだ」と答えたでしょう。しかし別の日に私がやはり手を上げ、「友人に挨拶したかったからだ」「だるいのでストレッチしたんだ」と理由を述べることはありうるだろう。さらに友人に挨拶するために大声で名前を呼んだり会釈することもできる。すなわち、行為と理由の間には一般に法則的な結びつきはないのである。たとえばデイヴィドソンの「欲求に負けてペンキを飲む人」の事例を考えてみよう。その人は、ともかくペンキを飲んでみたいと思っていた。もちろんそんなものは体に悪いので飲むものではないとは重々承知してはいたのだが、しかしとうとう欲求に負けて、不覚にもペンキを飲んでしまったのである。そして「なぜペンキを飲んだのか？」と問われたとき、彼は「一度でいいからペンキを飲んでみたかったのだ」と答えることになる。この行為も、そしてこの理由も、われわれにとっては見慣れず聞き慣れない極めて珍しいケースであろう。一般法則どころかこれまで一事例もないような行為と理由の組合せではあるが、にもかかわらず、その理由によって、彼が欲求に負けてしまったのだということを理解することができる。ともあれ彼は、ペンキを飲みたくてたまらなくなり、つい飲んでしまったのである。つまりこの理由は、奇妙であるが行為の眼目について何らかの理解に寄与するものだといえる。このように、理由が行為を説明するためには、両者の間の法則的な結びつきが要請されるわけではない。それではなぜ理由が行為を説明できるのだろうか。

実践的推論

理由による行為の説明力は、アリストテレス以来、理由が前提となり行為が結論となるような推論（実践的推論 *practical reasoning*、または実践的三段論法 *practical syllogism*）が成り立つことに由来すると見なされてきた。この実践的推論の正体については諸説紛々であり、またアンスコムとデイヴィドソンの間にも後述するように大きな違いがあるのだが、さしあたり単純な次の場合について考えてみよう。私は友人に挨拶したいと欲しており、また

手を上げれば友人に挨拶できると信じている。ここでは「友人に挨拶したい」という目的と「手を上げれば友人に挨拶できる」という手段・目的についての信念が推論の前提となる。そして私は手を上げた。この行為は、目的達成のための手段であり、友人がこちらに気づけば目的は首尾よく達成されることになる。そして「なぜ手を上げたのか？」と問われたならば、私は「友人に挨拶したかったからだ」と実践的推論の大前提となる理由を与える。その際小前提は、大前提と結論を利用することで「手を上げれば友人に挨拶できる」のように容易に構成することができる。こうして、理由と行為から実践的推論を構成することで、理由がその行為を説明するわけである。いいかえると、理由が前提となり行為が結論となるような実践的推論が構成可能であるため、理由は行為を説明できるのである。ただし、理由として与えられるものが常に行為の目的を示唆する欲求のようなものであるというわけではない。たとえば「なぜ手を上げたのか？」と問われて「肩が凝っているからだ」と答えるような場合では、肩凝りが行為の目的というわけではない。しかし与えられたこの理由から、「肩を動かせば肩凝りは緩和される」「手を上げれば肩が動く」といった信念を容易に導くことができ、さらにそこから実践的推論の複合体を構成することができるであろう。このように、どのような理由であれそれが行為を説明する能力をもつのは、そこから実践的推論が構成可能であるからにはかならないのである。

実践的推論と言語

そして重要なポイントは、実践的推論が推論というだけあってその前提と結論が相互に概念的な仕方結びついているということである。たしかに論理学の推論のように演繹的かどうかは大いに問題だが、いずれにせよ、実践的推論における行為と理由は、ご飯とおかずとデザートがテーブルの上に並んでいるような仕方であらざるを得ない。言語化された大前提・小前提・結論の間に概念的な関係が成り立っているのである。もちろん行為そ

のものは言語表現ではなく、たとえば手の上昇のような身体運動であり物理現象であろう。しかし、何らの記述も与えられない生の物理現象が、これまた言語抜ききの理由によって説明されるとは考えられないだろう。行為も理由も、ともあれ言葉によって表され、そうして実践的推論の形で理解されるのである。そして言語的に構造化されたもの（典型的には命題や文）がもつこうした概念的関係が、因果関係とは異なった規範的秩序——必然性や全体論の性格・あるいは正誤や真偽の評価可能性といった特徴をもつ——を示すことはよく知られている。そして実践的推論のもつ概念的な関係もまた、こうした規範的秩序に属している。

理由による行為の合理化は、言語的に構造化された両者が実践的推論を構成することによって可能になるのであった。そうすると、行為を理解するためにはその言語的な側面、すなわち記述に目を向ければよいことになる。いいかえると、行為と記述を区別するならば、行為論の課題は何よりも記述の水準に現れる合理性の秩序を明らかにすることなのである。

さて、本稿で頻繁に用いることになる用語を整理しておこう。先の議論では行為や理由が服する独特の規範的秩序は合理性 *rationality* であったが、理由によって行為を説明することをデイヴィッドソンに従い合理化 *rationalization* と呼ぶことにしたい³⁾。また、行為と記述の区別において、行為論はもっぱら記述の水準にのみ目を向けるべしという方針を、これまたデイヴィッドソンの用語を利用して内包主義 *intensionalism* と言い、記述と行為の両者を射程に入れるという指針を、「外延を考慮した内包主義」という意味で準内包主義 *quasi-intensionalism* と称しておく。

三、アンスコムの内包主義——記述レベルの一般性における行為理解

合理性の秩序は記述の水準に現れる。それゆえ、行為を理解するためには記述の水準に目を向けるべし。この方針に従い、さらに記述の水準にのみ焦点を絞る内包主義 *intensionalism* に徹して行為論を展開したのがアンスコム

『インテンション』であった。もちろんこの著作の中に内包主義という主義主張が明示的に与えられているわけではない。だがデイヴィドソンと比較するならば、彼女の考察が決して記述の水準を出ることがないという点で、やはり内包主義と呼ばれるべき特徴をもっていると思われるのである。そして本節の課題は、アンスコムの内包主義的特徴を『インテンション』の議論から取り出すことにある。

まず行為の理由が行為の再記述として理解されていることについて確認したい。そのために、行為の理由として挙げられる三種類の動機のいずれもが行為の再記述であって行為とは別の出来事を記述したものではないと見なせることを論じる。たとえば欲求のような心的出来事をDとし、その内容、たとえば「手を上げたい」をPとしよう。そうすると、「手を上げたい」という欲求の生起はD(P)と表記することができる。このとき、行為を合理化するものはD(P)ではなくPなのだ、というのがここでポイントとなる。続いて、アンスコムの実践的推論についての考察が出来事間の関係ではなく内容間の関係としてやはり記述の水準においてなされていることを確認しておく。以上の議論によって、アンスコム行為論が徹底して内包主義的なものであると問題なく言いうることになる。またそこからの帰結として、内包主義的な行為の理解が一般性のレベルに留められていることについても指摘しておきたい。

行為の再記述としての理由

さて彼女は、理由もまた行為の記述にほかならないと見なした。たとえば一つの行為が「手を上げた」と記述され、また私が「友人に挨拶しなかったからだ」とその理由を述べるときには、私の行為はさらに「友人に挨拶しなかったので為された」と再記述されている。つまり、行為に理由を与えるということは、その行為を別の仕方で記述することなのである。このことを、彼女が挙げた三種類の理由——過去志向型動機・動機一般・未来志向型動機

——について見ていくことにしよう⁽⁹⁾。

アンスコムによると、行為の理由として適格なものには次の三種類がある。

(a) 過去志向型動機・過去の出来事に言及する⁽¹⁰⁾

「なぜ彼を殺したのか？」——「彼が父を殺したからだ」

(b) 動機一般・解釈的観点を与える⁽¹¹⁾

「なぜ彼を殺したのか？」——「恐怖心からだ」

(c) 未来志向型動機・未来の出来事に言及する（≡未来志向的意図⁽¹²⁾）

「なぜ彼を殺したのか？」——「有名になるためだ」

(a) は確かに過去の出来事に言及している。それゆえ、一見したところ (a) タイプの理由は行為とは別の過去の出来事を記述しているように思われるかもしれない。たとえば「彼が父を殺したからだ」という理由は過去における「父の殺人」を記述しており、現在の「私による彼の殺人」という出来事を記述するものではない、こう考えるのが自然であろう。

しかし、過去の出来事に言及することと過去の出来事を記述することは一般に別の事柄である。たとえば「誕生日に遊園地に行った」「押し入れから入学式の時の写真が出てきた」という文を考えよう。これらの文では、それぞれ私が生まれたという出来事と入学式が開かれたという出来事に言及する部分が含まれている。つまり、傍点を付した部分は、過去のある出来事に言及しているわけである。だが、だからといってこれらの文全体もまたその出来事を記述しているとはいえないだろう（前者は遊園地に行ったという出来事を、後者は写真の発見という出来事

を記述している)。それゆえ、「彼が父を殺したからだ」という過去志向型動機もまた、「父の殺人」という過去の出来事に言及してはいるが、この理由全体が行為とは別のその出来事を記述していることにはならない。むしろ過去志向型動機は、問題となっている行為を「その過去の出来事ゆえになされた行為」として、過去の出来事に言及しつつ再記述しているのである。いいかえると、「彼が父を殺したからだ」という過去志向型動機において合理化に寄与しているのは、動機において言及されている「彼が父を殺した」という出来事が生じたということではなく、私の行為が「彼が父を殺したからなされた」行為として、つまりこの動機の内容全体によって再記述されていることによる。

次に(b)であるが、解釈的観点を与えるとは、行為をしかるべき解釈上の文脈に配置することにはかならない。たとえばある行為を恐怖心という観点から眺めるということは、人は恐ろしいものから逃れる傾向にあるとか、あるいは恐怖に駆られた人は何をしでかすか分からない、といったさまざまな行動傾向の発露として私の行為を解釈することなのである。したがって、解釈的観点そのものは何らの出来事でもなく、むしろ行為の記述を一連の恐怖のストーリーの中に位置づけるためのキーワードの働きをもっているといえる。

このように(b)は明示的に何らかの出来事に訴えているわけではないが、だとしてもなお恐怖心という心的出来事が生じたことを記述していると主張する余地があるだろう。つまり、彼を殺したときに私に恐怖の感情が生じ、恐怖という観点から私の殺人を解釈することで行為理解のための納得できる筋書きが得られる、というわけである¹³。この場合、動機一般は行為に対して解釈的観点を与えるような心的出来事を記述していることになる。しかし、(b)は心的出来事の記述だと考えることはできない。ポイントは、この傍点部、すなわち「恐怖の感情が生じた」ということが、解釈的観点から行為を理解することにどう役立っているかということである。

私が彼を殺した際、実際に恐怖心という心的出来事が生じていたでしょう。それゆえ「恐怖心からだ」という理

由は正確には「恐怖心が生じたからだ」という形であったとしよう。指摘しておきたいのは、「恐怖心が生じた」と「恐怖心が生じたからだ」が明らかに異なった文法に属するという点である。前者はある出来事を記述しているが、後者は出来事に言及する部分を含むものの、全体としては出来事に言及することによって行為の理由を示唆するものとなっている。すなわち、「恐怖心が生じたからだ」という理由は、「恐怖心が生じたゆえに為された行為」として、やはり当の行為を再記述しているのである。したがって、いずれにせよ（b）タイプの動機一般もまた、行為とは別の出来事を記述しているのではなく、問題となっている当の行為の再記述を与えるものと解せるといえるだろう⁽¹⁴⁾。この場合もやはり、行為を合理化しているのは何らかの心的出来事が生じたということではなく、それが歓喜や退屈ではなく「恐怖」なのだと内容において表されていることにある。

最後に（c）であるが、「有名になるためだ」という理由において言及されている出来事とは何であろうか。一見すると（a）の過去志向型動機が過去の出来事に言及しているように思えるのと同様に、（c）は未来の出来事に言及しているようである。つまり、言及されている出来事が、（a）では行為よりも過去の出来事であるのに対し、（c）は行為よりも未来の出来事、すなわち行為が首尾よく達成されたなら引き続いて達成されるであろう出来事について言及されていると結論づけたいのである。しかし、その出来事は未だ生じてはいない。したがって、（c）が言及している出来事とは、未だ生じていない、いかえれば現段階では存在していない出来事に言及していることになる。だが、存在しないものに言及することなどできるはずがない。ここでは何らかの行為が言及されているというよりは、むしろ未来に生起するであろう不特定の出来事もつはずの性質が述べられているのである。つまり「有名になるためだ」とは、彼を殺すことによって私が有名であるという性質をもつであろうということの意味しており、さらに有名になるという性質をもつことを目的として、今現在彼を殺したのだ、というわけである。この点で、未来志向型動機を未来志向的な意図と同一視するアンスコムはまったく正しいことになる。

というのも、意図とはその行為が達成すべき目的に他ならないからである。

また、未来志向的意図を現在の心的出来事と同一視し、意図が生じたことが行為を合理化するのだと主張することもできない。この点に関してはアンスコム自身、批判を加えている⁽¹⁵⁾。彼女によると、もし意図が生じたことが行為を合理化するのだとしても、われわれが未来志向的意図を持ちだして行為を説明する場面で常に、そのような心的出来事の生起を自覚的に意識しているわけではない。いいかえると、そのような出来事の生起を知ることなく未来志向的意図によって行為を合理化できるのである。それゆえ、意図なる心的出来事が生じたことによって行為の合理化を説明することはできないことになる。つまり行為を合理化するのは、未来志向的意図の内容なのであり、意図なる心的出来事が生じたことではないのである。

かくして(c)の未来志向型動機もまた、その内容に示された行為の目的に言及することで当の行為を「有名になる」という目的のためになされた」と再記述していると見なせることになる。

出来事が記述されていることは実践的推論の成立に関与するか

ところで、私が「ビールを飲みたい」と欲求して冷蔵庫を開けたとしよう。このとき「なぜ冷蔵庫を開けたのか？」と問われたとき、私が「ビールを飲みたいという欲求が生じたからだ」と理由を述べたとしよう。その上私は、この理由が自分の欲求を記述しているのだと頑強に主張し、それが実際に真であるとも想定しておく。つまりこの場合、欲求は心的出来事であり、私は明示的な形で自分の心的出来事を記述することで理由を与えているわけである。先に(b)を論じる中で挙げた「恐怖心」の事例とは異なり、この欲求は現に心的出来事なのであり、しかも行為者である私自身がその出来事を記述することで殺人を理由づけていることに注意されたい。さて、この動機は事実上行為とは別の出来事を記述している。だとすれば、この事例はこれまでの議論に対する反例になっているのでは

ないか。

次のように考えることができるだろう。この動機が現に欲求という心的出来事を記述しているのだとしても、その欲求しているということが私が冷蔵庫を開けたことを合理化するわけではないのではないか。いいかえると、行為を合理化することにおいて、この動機がその心的状態を記述しているということが効いてくるわけではない。先の実践的推論の議論を思い出していきたい。ある理由が行為を合理化しうるのは、理由が前提となり行為記述が結論となるような実践的推論が構成可能であるからであった。たとえばこの場合では、「ビールを飲みたい」が大前提、「冷蔵庫を開けた」が結論となり、両者から小前提である「冷蔵庫を開ければビールを飲むという目的が達成できる（冷蔵庫を開ければビールが飲める）」が容易に導かれ、これら三つが三段論法を形成するゆえこの動機がこの行為を合理化する。つまり、私が冷蔵庫を開けたことを合理化しているのは、「ビールを飲みたい」という欲求が生じたことではなく「ビールを飲みたい」というその欲求の内容なのである（つまり、合理化するのはD(p)ではなくpである）。したがって、行為を合理化するためには、「ビールを飲みたい」という欲求が生じたから「D(p)ではなくpである」。したがって、行為を合理化するためには、「ビールを飲みたい」という欲求が生じたから「D(p)ではなくpである」。したがって、行為を合理化するためには、「ビールを飲みたい」という欲求が生じたから「D(p)ではなくpである」。したがって、行為を合理化するためには、「ビールを飲みたい」という欲求が生じたから「D(p)ではなくpである」。

(a) p
 pすればp
 p
 ゆえに p

(b) D(p)

B(qすればp)

ゆえに A(q)

(a) の前提と結論の間には ρ や ρ が複数回現れており、前提から結論が導かれる実践的推論であることは見やすいであろう。他方(b)では ρ や ρ は命題的態度の内容の中に現れており、なぜ欲求 ρ と信念 ρ が行為 A を導くのかよく分からない。このことは、(論理的な推論に関してだが)次のように考えれば明瞭となるだろう。

たとえばある本の1ページ目に「p」と書かれており、黒板にはチョークで「pならば ρ 」と書かれており、またパソコンのディスプレイ上には「q」と映し出されているとしよう。このとき、書かれた内容に関しては、pと「pならば ρ 」から ρ が導かれる。図式化すれば次の(a)のようになる。

(a) p

pならば ρ

ゆえに q

しかし、 ρ と書かれた紙と「pならば ρ 」と書かれた黒板から ρ が映し出されたディスプレイが出てくるわけではない。なぜなら紙と黒板とディスプレイという命題ならぬ物体の間に推論関係など成り立つわけではないからである。つまり、次の(b)は推論として意味をなさない。

(b)

p と書かれた紙

p ならば q と書かれた黒板

ゆえに q が映し出されたディスプレイ

これと同様に、欲求や行為といった出来事の間には概念的関係はないのであり、したがって行為の合理化のために心的出来事を持ち出すことは的はずれなのである（なお、一見するとデイヴィッドソンにもこの論点は当てはまるように思えるが、後述のように彼に対する反論としては無効となる）。

そうすると、実践的推論の前提には欲求という出来事が登場する必要はなく、その内容さえあればよいことになる。したがって、動機がたとえ行為とは別の出来事を記述しているとしても、その動機が理由として合理化の機能を果たすためにはその出来事の記述された内容があればよく、それが出来事を記述していることは不要なのである。いいかえると、合理化に寄与するのは p や q といった内容なのであり、D(p) や A(q) といった出来事の水準は関与してこない。つまり、アンスコムが扱っている実践的推論とは、出来事の水準での秩序ではなく、出来事の記述内容の水準で成立する秩序だということである。

かくして上の事例のような形の動機は「——という欲求が生じた」という余分な要素を含むゆえ冗長だと言ってよいだろう。すなわち、動機としては「あいつを殺したいという欲求が生じたからだ」のように心的出来事を記述する必要はなく、その内容のみを取り出して「あいつを殺したかったからだ」といえば十分である。したがって、動機がそもそも行為の理由たりえているのは、それが行為とは別の出来事を記述していることによるのではないと結論づけてよいだろう。すなわち、理由として合理化の機能を果たしている動機について、それがいったいどのようにして行為を合理化しているのかを問題にする限り、その動機が行為とは別の出来事を記述していることは（事

実そうであるとしても)まったく関わってこないのである。

まとめよう。アンスコムが挙げた(a)(b)(c)という三種類の理由は、いずれも行為とは別の出来事を記述するものではないし、記述しているとしてもそのことは合理化には関与してこない。むしろ合理化における理由の機能とは、問題となっている当の行為を再記述することにあると理解することができる。したがって、アンスコム行為論においては、行為とそれを合理化するための理由とは、さまざまな行為記述の間の関係として捉えられていると見なせるだろう。そして合理化の秩序を理解するためには記述間に成り立つ秩序を考慮すればよく、記述を受ける行為とはそもそも何であり、また理由において記述されている出来事は何かという問いが現れる余地などない。すなわち、アンスコムの考察は徹底して内包主義の観点からなされているのである⁽¹⁶⁾。

一般性において捉えられた行為——内包主義の帰結と限界

行為を一貫して内包主義の観点から捉え、記述の水準での秩序のみを考察するというのがアンスコム行為論の基本的なスタンスであった。だが、この方針は行為の理解としては決定的に欠けている部分があるのではないだろうか。

たとえば次の場合を考えてみよう。私は毎日帰宅すると部屋の明かりをつけるために壁にあるスイッチを入れるとする。それゆえ私は、スイッチを入れるという行為を合理化するために「明かりをつけたからだ」と理由を与えるわけである。この行為と理由は、「明かりをつけたからだ」「スイッチを入れれば明かりをつけられる」という前提と「スイッチを入れる」という結論が三段論法を構成するゆえ合理化に成功する。

さて、私は昨日もスイッチを入れ、今日もまたスイッチを入れた。そして両者を行った理由はともに「明かりをつけたからだ」というものになるはずである。だとすると、昨日の行為と今日の行為は、それが同じタイプ

の理由に基づいて為された同一タイプの行為である以上、実践的推論において何ら違いがないことになるだろう。もちろんそれは内包主義をとることからの当然の帰結である。内包主義は、行為と理由とともに記述という言葉表現の水準において捉えるのであり、したがって、記述が同じであればその合理化を支えている実践的推論にも違いが出てくるはずがない。記述の水準で行為を捉えるということは、記述の中に現れる一般概念の組合せとして行為を捉えることにほかならないからである。

ならば、記述の中にその行為に特有の性質を盛り込めばよいのではないか。確かに昨日スイッチを入れたことと今日スイッチを入れたこととは、腕の角度や速度といった性質に違いがあるではないか。だがしかし、事実上唯一の出来事に該当するとはいえず、特殊な性質といった一般的な要素をいくら盛り込んだとしても、一般性から一步も出ることとはできないのである。したがって、記述の水準に留まる限りはいくら詳細な記述を用いたとしても、原理的にその記述が複数の行為に該当する可能性をなくすることはできない。私が詳細な記述によって今日の行為を「かくかくの仕方で明かりをつけたかったからしかじかの仕方ですwitchを入れたのだ」と説明したとしても、それが本人がまったく与り知らないところで、実は数年前のある行為を合理化しているという可能性が常に残るのである。

そうすると、内包主義をとることの問題点はどこにあるのだろうか。それは何よりも、行為の個性を捉えることができないところにある。というのも、われわれが普段「なぜ？」と問う場面で問うているのは、どのような種類の行為がどのような種類の理由によって合理化されるかということではなく、まさに他ならぬこの行為の理由だからである。アンスコムは、内包主義的行為論を確立するにあたって「なぜ？」という問いとその答えという観点から考察を始めたが、これはあくまで方法論上の道具立てとしてである。そしてその結果行為に関する一般的な秩序を明らかにした。しかしわれわれが「なぜ？」と問う際には、ある特定の個別的行為の説明を求めているのではなく、たとえば私がswitchを入れたことについて理由を問われる場合、それは昨日や数年前にswitchを

入れたことの一般的な理由ではなく、まさに今日のこの行為の理由が問題となっている。そしてその答が昨日の行為に当てはまるような一般性をもっているとしても、そこで与えられた理由は同類の他の行為一般に対してではなく、この行為の理由として提示されているはずである。だが個別の行為の個別の理由を問題にするとき、内包主義の立場から与えられる行為理解とは、徹頭徹尾行為の一般性のみに関わるものでしかない。これがアンスコム行為論の限界であり、またデイヴィドソンが彼女の行為論に満足できなかった点でもあると思われる。

四、デイヴィドソンの準内包主義——行為の一般性から個別的行为へ

デイヴィドソンは、アンスコム行為論の基本的な枠組みを大部分受け継ぎながらも、彼女とは大きく異なった方向に行為論を転換した。冒頭で述べたとおり、一般にアンスコムとデイヴィドソンの対立は反因果説と因果説の対立と見なされているが、本稿では両者の対立をむしろ、一般性において行為を理解する内包主義と行為の個別性を考慮に入れる準内包主義との対立だと考える。

さて、デイヴィドソン「行為・理由・原因」論文は、アンスコムをはじめとする反因果説的な行為論が主流であった時期にいち早く因果説を主張したことで知られている。そして「理由は行為の原因である」「因果説をとらねば because の分析が欠落する」といったこの論文の主要な論点はすでに多くの関連文献で論じられている。本節ではこの論文を主に扱うが、しかし検討したいのはむしろ、比較的地味な「基本理由 primary reason」というアイデアであり、さらに地味な同論文における註(4)での実践的推論についてのデイヴィドソンのコメントである。

本節の議論は次のように進む。まずデイヴィドソンが行為を合理化する理由として持ち出す基本理由について、それが欲求や信念といった心的出来事であることを確認する。次にこれらの心的出来事と行為との関係が、理由と行為記述の関係(すなわち先述の実践的推論)とどう関わっているのかを検討し、その際、註(4)で示唆されて

いる実践的推論と実践的三段論法の区別というアイデアのポイントを考察する。最後に、彼のアイデアが行為の個別性を考慮に入れたものであること、そしてこの点がアンスコムの内包主義を超える準内包主義的な観点を示していることを論じたい。

基本理由と例化の信念

われわれは行為を合理化する際に実にさまざまな種類の理由をもちだす。たとえば私が手を上げたことの原因を尋ねられた場合、与えることのできる理由の種類は次のように多彩である（もちろん他にもある）。

友人に挨拶したかったからだ（欲求）

友人に挨拶するつもりだったのだ（意図）

友人が向こうを歩いているのが見えたからだ（知覚）

友人が向こうを歩いていたら（世界内の出来事・事実）

友人には挨拶するのが当然だからだ（慣習・義務）

昨日彼に挨拶すると約束したからだ（過去の出来事）

一時間後彼と会う予定だからだ（未来の出来事）

私はフレンドリーなのだ（動機一般・解釈的観点）

などなど。こうした多種多様な理由のどれが与えられたとしても、そこから基本理由と呼ばれる欲求と信念のペアが構成可能であるとデイヴィドソンは主張する。ここで彼が念頭においている合理化は、アンスコムのような一般

性のレベルではなく、個別の行為に対する個別的な理由であることには注目すべきである。この点に関して彼は次のように述べる。

合理化における行為記述のこの準内包的性格を明確にするために、基本理由の必要条件の一つをもう少し詳しく述べることにしよう。

C1 d という記述を与えられた行為 A を行為者がなした performed 際の基本理由が R であるのは、以下の場合に限られる。すなわち、R はある性質を備えた行為に対する行為者の肯定的態度 *pro attitude* (17) と、d という記述を与えられた A がその性質を備えているという行為者の信念とから成り立っている (18)。

ここで行為 A はたとえば「手を上げる」という記述が与えられた行為であり、「なした」と過去形が用いられていることから、すでにこの行為 A はなされている、いいかえると A はすでに生起し出来事として存在していることが前提になっている。そして個別的行為 A の存在を前提した上で、それに対して事後的に理由 R を与えるという場面が問題となっているのである。そして基本理由 R は、(1) ある性質を備えた行為に対する肯定的態度 (たとえば「友人に挨拶する」という性質をもった行為を欲求する)、(2) 記述 d のもとの行為 A がその性質を備えているという信念 (「手を上げる」というこの行為 A は「友人に挨拶する」という性質をもっているという信念)、という二つの要素から構成されている。要は、基本理由とは「友人に挨拶したい」という欲求と「手を上げたこの行為は友人への挨拶である」という信念のペアなのである。ここで (1) 賛成的態度があくまで複数の行為に当てはまる一般的な性質についてのものであるのに対し、(2) の信念が「この行為 A」というある個別的行為に関わって

る点には留意されたい。つまり、内包主義のもとでは記述の一般性において捉えられていた行為が、「dという記述を与えられたA」として、すなわち記述dの外延として捉え返されているのである。そしてこれが内包主義ならぬ内包主義（外延を考慮した内包主義）の内実に他ならない。なお、「個別的な行為がある性質をもっている」という（2）のような信念を、以下では「例化の信念」と呼んでおきたい。

ところで、なぜ理由の中に例化の信念のようなものが必要なのだろうか。というのも、たとえば「なぜ手を上げたのか？」と問われた際に、「手を上げれば友人に挨拶できると思ったからだ」と答えることができると思われるからである。この理由は「手を上げる」というタイプの行為によって「友人への挨拶」タイプの行為をなすことができるという手段目的についての信念であるが、この種の一般的タイプについての手段目的信念ではなげますいのか。

ここで例化の信念を持ち出すポイントは、やはり個別的行為の合理化が問題になっていることにある。すなわち、毎日手を上げて友人に挨拶するという習慣がある場合、日々の行為には同じタイプの記述が与えられ（手を上げる）、それに対してやはり同タイプの理由（手を上げれば挨拶できるからだ）が与えられるが、こうした場合において「他でもないこの「手を上げる」という行為の理由は何か？」ということの問題にしたいからである。昨日の行為ではなく今日のこの行為の理由は、やはり昨日の行為ではなく今日のこの行為のみを合理化するものでなければならぬ。そのため、個別的行為Aの理由の中に、その個別的行為Aについての信念が持ち出されているのである。すなわち基本理由とは、個別的行為に対する個別的な理由にはかならない。

なお、注意しておくべきなのは、行為者が理由として基本理由を提示しなければ合理化ができないとか、理由付けのためには行為者本人が基本理由を自覚している必要がある、といった主張がなされているわけではないという点である。われわれが行為の理由を求める場面では、もちろん一般性の水準で事足りることが少なくない。このこ

とはデイヴィドソンも文句なく認めるであろう。しかし、だとしてもそうした一般性において与えられた理由が個別的行為の理由として機能するためには、個別的な要素が含まれていなければならないだろう。さもなければ与えられた理由がこの行為の理由なのだということがまったく理解できなくなるからである。しかしわれわれは、一般的な理由を与えられたとしても、それを個別的行為として難なく理解しているのである。かくして彼は次のように述べる。

いかなる種類の理由であれ、ある理由 a reason がいかにしてある行為 an action を合理化するのかということ
を理解するには、少なくとも本質的な点において、基本理由を構成する方法を知っていることが必要にして十
分である(19)。

すなわち、行為の合理化の仕組みの中には、個別性の要素が不可欠な仕方が含まれているのである。

実践的推論と実践的三段論法

ところで、アンスコムにおいては理由(三種類の動機)と行為の間の関係は、動機の内容と行為記述の間に成り立つ実践的推論として理解されていた。そしてすでに議論したように、たとえ理由が欲求のような心的出来事であったとしても、そのことは理由が行為を合理化するということには関わってこないのであった。ところがデイヴィドソンの場合、基本理由は欲求と信念という心的出来事であり、合理化の対象である行為もまた記述そのものではなく「d という記述を受けた行為 A」なのである。そうなれば、「理由が出来事を記述している」ということは合理化には無関係である」という前節での議論がそのままデイヴィドソンに対して適用できることにはならないか。

ここで啓発的なのは、次の註（4）である。

アンスコムは実践的三段論法が演繹的であることを否定している。その理由の一部は、アリストテレス同様、彼女も実践的三段論法を一つの実践的推論に対応するものと考えた点にある。（中略）またそれ故に、彼女が、再びアリストテレスにしたがって、実践的三段論法の結論を、その行為が望ましい特徴をもつということのみならず、その行為そのものが望ましい（理にかなっている、なすだけの価値がある、等々）という内容の判断に対応する、と考えざるを得なくなったことも、その理由の一つである⁽²⁰⁾。

この註は、アンスコムのアリストテレス解釈とアンスコム自身の見解についてデイヴィドソンが批判的なコメントを与えるという複雑な構図になっており、文意はそれほど明快ではないのだが、少なくともアンスコムが実践的三段論法と実践的推論を対応させている点が批判されているのは確かであろう。それは裏を返せばデイヴィドソン自身、実践的三段論法と実践的推論を対応させていない、ということを意味する。いいかえると、実践的三段論法と実践的推論が明瞭に区別されているのである。前節では両者を同義として扱ったが、デイヴィドソンにしたがってここからは両者を区別することにしよう。

さて、アンスコムによれば、「手を上げたい」という内容が前提となり、「友人に挨拶する」という行為記述が結論となるのであった。そして両者を結びつけているのが実践的推論だということになる。ところでデイヴィドソンも合理化に言語的に構造化された内容や記述の間の概念的関係が不可欠であることは否定しないであろう。にもかかわらず、推論の前提である理由は欲求と信念なのである。おそらく彼のアイデアは次のようなものなのだろうか。

欲求と信念という心的出来事の内容が前提となり行為記述が結論となる推論は、実践的三段論法と呼ばれる。ここでは、三つの命題の間に（演繹的かどうかはともかく）何らかの概念的関係が成り立っている。また、欲求と信念という心的出来事が前提となり（dという記述のもとでの）行為という出来事が結論となる場合は、実践的推論と呼ばれる。こちらは、三つの出来事の中に、時空的な関係が成り立っている。すなわち、ある心的出来事のペアと行為という（おそらくは行為者本人の身体運動を含む）物的出来事との間の関係について、その言語的に構造化された部分を取り出したものが合理化を支えている実践的三段論法なのである。もちろん出来事そのものは、心的であれ物的であれ概念的なものではない。だが心的出来事の記述された内容と行為の記述との間には、概念的な関係が成り立っているわけである。いふなれば、記述の水準で成り立つ秩序が実践的三段論法であり、記述の対象である行為の水準で成り立つのが実践的推論なのである。アンスコムは前者のみを考慮したが、デイヴィドソンは前者とともに記述の外延である後者の水準をも議論の射程に入れているといつてよいだろう。

したがって、先に論じた「欲求そのものは合理化には無関係だ」という論点は実践的三段論法に関するものであり、出来事レベルの実践的推論には適用できない。つまり、合理化を支えている実践的三段論法の成立には、その前提が心的出来事であることや結論が行為そのものであることは何の関わりもないことになるが、他方、実践的推論は出来事の生起に関わる水準であり、それが言語的に構造化されており前提と結論の間に概念的関係が成り立っていることを表す実践的三段論法は、全体としてこの出来事レベルでの実践的推論を記述しているといえる。

まとめよう。デイヴィドソンは理由による行為の合理化を記述の水準で構成される実践的三段論法として理解する。だが、それはあくまで一般性の水準で成り立つ秩序でしかない。そのため行為の個別性を記述の対象である行為という個別的出来事の導入によって確保した。つまり、欲求と信念という個別的な心的出来事と個別的行為そのものが実践的推論を形成する場合、それを言語的に記述したものが実践的三段論法なのだというわけである。記述

中心の内包主義が扱えるのは実践的三段論法のみである。そしてその限界を超えるためにデイヴィドソンが要請したのが、いわば実践的三段論法によって記述されている外延、すなわち欲求と信念と行為という出来事の水準にほかならない。

出来事の水準で成り立つ秩序は因果関係である。それゆえ、デイヴィドソンが準内包主義に立って出来事レベルでの実践的推論を導入したとき、そこで成り立つ前提と結論の関係を因果関係と見なしたことはかなりの程度自然なではなからうか。前節で論じたように、アンスコムは実践的推論（デイヴィドソンのいう実践的三段論法）を記述の水準で成り立つ秩序だと考えた。そこでは理由関係 *because* はあくまで概念的な一般性の関係として理解されるほかはなく、実践的推論が具体的にどのような個別の出来事と結びついているのかは不問に付されていた。他方、デイヴィドソンは実践的推論をさらに出来事の水準においても成り立つ秩序として捉える。このことにより、一般性の水準で成り立つ実践的三段論法が、個別的で具体的な出来事に対する記述として理解されることになる。

このような、概念的で一般的な *because* には収まらないような個別の側面を *because* に読み込んだことで、デイヴィドソンは個別の出来事の間で成り立つ個別的な単称因果関係を要請せざるを得なくなったのではあるまいか(2)。内包主義と準内包主義は行為の一般性と個別性のいずれを考慮すべきと考えるかという点で大きく異なっている。それゆえ、内包主義に立つアンスコムは、「因果関係を入れなければ *because* が理解できない」というデイヴィドソンの批判を理解できなかったはずである。なぜなら彼女にとって *because* とは個別的な関係ではなく一般的なものである。しかしデイヴィドソンにとっては逆に、アンスコムが一般的な *because* で十分だと主張することには大いに不満をもったことであろう。その意味で、内包主義と準内包主義の対立は、因果説と反因果説の対立と表裏一体の関係にあることになる。

五、結語：アンスコムとデイヴィドソンの分岐点

アンスコムは行為と記述の水準を区別し、さらに行為と理由が示す合理性を理解するべく記述の水準のみに目を向けた。だが、そこで得られたものは行為のもつ一般性の秩序でしかなかった。これが内包主義の限界である。そして行為の個別性を扱えないという難点を克服するために、デイヴィドソンは記述の外延という水準を導入した。これが準内包主義の立場である。

行為を理解するためには一般性で十分なのか、それとも個別性も重要なのか。これが因果説と反因果説の対立の根に存する両者の間の大きな違いではなからうか。

文献

引用に際しては基本的に日本語訳に従ったが、論述の都合上部分的に私訳した。また、Anscombe 1963への参照・引用等は節番号によるが、本稿の執筆にあたってはBlackwell版（一九六三年）ではなくリプリントのHarvard版（二〇〇〇年）を使用した。

Anscombe, G. E. M. 1963, *Intention*, 2nd ed., Basil Blackwell, Oxford (rep., Harvard University Press, 2000); 1st ed., Basil Blackwell, Oxford, 1957. (『ヤン・ラングドン』菅豊彦訳、産業図書、一九八四年)。

Bratman, M. 1985, "Davidson's Theory of Intention," in *Essays on Davidson: Actions and Events*, eds. by Vermazen, B. and Hintikka, M. B., Oxford, Clarendon Press.

Davidson, D. 1963, "Actions, Reasons and Causes," *Journal of Philosophy* 60; reprinted in his 1980.

- 1967, "Causal Relations," *Journal of Philosophy* 64; reprinted in his 1980.
- 1969, "The Individuation of Events," in *Essays in Honor of Carl G. Hempel*, ed. by Rescher, N., Dordrecht-Holland, D. Reidel Publishing Company; reprinted in his 1980.
- 1970a, "How is Weakness of the Will Possible?," in *Moral Concepts*, ed. Feinberg, J., *Oxford Readings in Philosophy*; reprinted in his 1980.
- 1970b, "Events as Particulars," *Noûs* 4; reprinted in his 1980.
- 1970c, "Mental Events," in *Experience and Theory*, eds. by Foster, L. and Swanson, J. W., The University of Massachusetts Press and Duckworth; reprinted in his 1980.
- 1971, "Eternal vs. Ephemeral Events," *Noûs* 5; reprinted in his 1980.
- 1973, "Freedom to Act," in *Essays on Freedom of Action*, ed. by Honderich, T., Routledge and Kegan Paul; reprinted in his 1980.
- 1978, "Intending," in *Philosophy of History and Action*, ed. by Yovel, Y., D. Reidel and The Magnes Press, The Hebrew University; reprinted in his 1980.
- 1980, *Essays on Actions and Events*, Oxford University Press. (『行為と出来事』服部裕幸・柴田正良訳、勁草書房、一九九一年)。
- Evnine, S. 1991, *Donald Davidson*, Polity Press, Cambridge. (『デイヴィッドソン』宮島昭二訳、勁草書房、一九九六年)。
- 菅豊彦 一九八六年、『実践的知識の構造』勁草書房、一九八六年。
- Kim, J. 1976, "Events as Property Exemplifications," in *Action Theory*, eds. by Brand, M. and Walton, D., D. Reidel

中才俊郎 一九九五年、『心と知識』勁草書房。

註

- (1) たとえば Eynine 1991, p. 47; 菅 1986, p. 8; 中才 1995, p. 63; Bratman 1985, p. 14 など。
 - (2) アンスコムとデイヴィドソンを比較対照した研究は、私の知る限りは見あたらない。
 - (3) アンスコムは理由と因果を峻別したというよりは、むしろ古代の因果概念（とりわけ行為の形相因としての実践的知識）を復権させるため、理由を形相因として捉え、作動因と対照することで、より包括的な因果説の確立を目指したのではなからうか。
- さらに、デイヴィドソンは、理由が属する合理性が因果性とはまったく異なった自律した秩序であるという直観を一貫して保持しており、このことは Davidson 1963 から非法則的一元論を提示した Davidson 1970e に至るまで明瞭に見取ることができる。つまり彼は、因果説をとるとはいえ自然主義に立っているわけではないのである。それゆえ反因果説のアンスコムと因果説のデイヴィドソンという対立は、反自然主義と自然主義の対立とはパラレルではない。合理性の自律的性格を受け入れるという点ではむしろ両者の距離はそれほど遠くはないといえるべきだろう。
- (4) この「内包的」という語句については、Davidson 1963 の註3を見られたい。
 - (5) デイヴィドソンは、Davidson 1963 から後の出来事や因果を論じた Davidson 1967 にかけて、この区別を行為から出来事一般に拡張し、「出来事とその記述の区別」として論じることになる。
 - (6) Anscombe 1963, 823.
 - (7) アンスコム・デイヴィドソンが「行為と記述は一对多対応する」という再記述説をとるのに対し、たとえば Kim 1976 は出来事と記述がほほ一对一に対応しているという立場をとる。Kim は、行為を記述に現れている性質を例化するものとして理解するため、記述——そこに現れる性質——が異なれば、その例化である行為も異なることになる。
 - (8) Davidson 1963, p. 3, p. 5.
 - (9) アンスコムは「なぜそのような行為をなしたのか？」という問いに対して与えうる答を「理由」と呼び、その中でもとく

に(1)行為の原因ではなく、(2)その行為記述が観察によらず知られ、また(3)その理由もまた観察によらず知られるという三つの条件を満たすものを「動機 motive」と呼ぶ。したがって、本稿でこれまで「理由」と呼んできたものは、アンスコムの言い方では「動機」になる。Anscombe 1963, 88f-12を参照のこと。もちろんここで彼女が広義の理由から「理由」として適格である動機をより分けようとする背景には、「理由は行為の原因ではない」という反因果説的立場がある。

(10) Anscombe 1963, 813.

(11) Anscombe 1963, 813, p. 21. については「過去志向型動機や意図と対立するものとして私が「動機一般」と名付けた種類の動機を与えることは、「その行為をこの光の下で眺めよ」のように言うことなのである」と述べられている。

(12) Anscombe 1963, 83, 812による。意図 intention とは未来志向型動機のことであり、行為が何を目指しているのか、その目的を示すものである。よって意図と行為の関係は、未来志向型動機と行為の関係として理解される。

(13) 「恐怖の感情が生じたので彼を殺したのだ」というのは、一見行為の理由を与えているように思える。しかし Anscombe 1963, 810によれば、恐怖のような感情は心的原因であり、動機とは異なって理由として適格ではない。

(14) この論点がそのままデイヴィッドソンにも当てはまるのではないか、という疑問を野矢茂樹氏から頂いた。本稿では「当てはまるのでは？」との疑問に対しては、yesと答えておきたい。確かに合理化において心的出来事(デイヴィッドソンの場合は欲求や信念)が生じたことが行為を合理化するわけではない。だが、心的出来事が生じたことは行為を引き起こすのであり、行為を合理化するのはその心的出来事の内容なのである。この点については4節にて論じる。

(15) Anscombe 1963, 811.

(16) なお Anscombe 1963, 823, 826での有名なポンプの事例が内包主義に抵触しないことについて述べておこう。この事例によって彼女は、「腕を動かす」「ポンプを操作する」「飲み水をくみ上げる」「住人を毒殺する」という四つの記述に対応して四つの行為があるのかそれとも一つの行為が四つの仕方でも再記述されているのかという問題を論じている。これは明らかに行為の個別化の問題であるが、しかしアンスコムの主眼はこれら四つの記述の間に一定の秩序が成り立つことを示すところにあり、そのため彼女としては、これらが一つの行為の再記述であるということさえ確保されればよいのである。

(17) 肯定的態度とは、欲求や期待・希望、あるいは義務や慣習など、ともあれ「あるタイプの行為が望ましい(あるタイプの行為をなすことを肯定している)」ということを含意するようなタイプの心的出来事を意味している。ここではさしあたり、「しかじかをした」という欲求と解しておいて問題ない。

- (18) Davidson 1963, p. 5. 傍点は引用者による。
- (19) Davidson 1963, p. 4. 傍点は引用者による。
- (20) Davidson 1963, p. 9. 傍点は引用者による。
- (21) Davidson 1963以降のデイヴィッドソンは、「一旦「因果性」や「出来事の個別性」に関心を移し (Davidson 1967; 1969; 1970b; 1971)」、その後再び行為論へと戻ってくる (Davidson 1970a; 1971; 1973; 1978) が、このことにはそれ相応の理由があることがわかる。

*本稿の執筆に際しては、野矢茂樹氏と早川正祐氏からさまざまなコメントを頂いた。また私が主催しているデイヴィッドソン研究会においても、本稿でのいくつかの論点に関して参加者である学部生・大学院生の方々からいろいろと疑問や反論などを頂いた。記して感謝したい。